

活発な市民活動を行う団体に補助金を交付します

市民団体の公益的活動を応援します！

市民活動応援事業とは？

新型コロナウイルスの影響で停滞している市民活動を活発にするため、市民団体等が適切な感染防止対策を実施して行う公益的な活動に対し、市が補助金を交付する事業です。

補助金額…上限20万円(補助率10/10)

募集期間…9月18日(金)まで

補助対象者…次のいずれにも該当する団体が対象となります。

- ①自主的・自発的な運営が行われ、その活動が公益に寄与するもの
- ②構成員が5人以上で、その過半数が市内に在住・在学・在勤している
- ③活動拠点・主な活動場所が市内である
- ④定款・規約・会則等の定めにより活動している
- ⑤政治的・宗教的活動を行う団体ではない

定款等がない団体でも、企画課がその作成をサポートするので、お気軽にお問い合わせください。



補助対象事業…次のいずれにも該当する公益的活動が対象となります。

- ①地域の活性化・課題解決に向け、不特定多数の市民や社会的利益の向上のために取り組む事業
- ②他の補助金・助成金を受けていない事業
- ③法令や公序良俗に反しない事業
- ④市内で行われる事業
- ⑤新型コロナウイルスに係る適切な感染予防対策を実施する事業
- ⑥交付決定日から令和3年3月15日までに行われる事業

補助対象経費…補助対象者が事業実施に直接要する経費が対象となります。

*詳細は市ホームページをご確認ください。

申請方法…申請書類一式に必要事項を記載の上、企画課までお持ちください(様式等は企画課、市ホームページで入手できます)。申請受付後、随時交付決定を行います。申請から交付決定までは、おおむね1~2週間程度かかりますのでご注意ください。

問い合わせ先…企画課 内線2233

市民活動団体の登録について

市民活動団体登録制度とは？

市民や市民活動団体が主体的にまちづくりに参画できるよう、皆さんの活動を市広報やホームページで広く紹介することで、団体への新たな市民の参加や団体同士のネットワークが構築されるなど、活動の広がりが期待できる制度です。現在、活動を行っている団体は、趣旨をご理解の上、積極的にご登録ください。

登録できる団体

- ①自主的・自発的な運営が行われ、その活動が公益に寄与するもの
- ②構成員の過半数が市内に在住・在学・在勤している
- ③活動拠点・主な活動場所が市内である
- ④定款・規約・会則等の定めにより活動している
- ⑤政治的・宗教的活動を行う団体ではない

登録するメリット

- ①市のホームページ等に登録内容を掲載することで、広く活動情報を発信できます。
- ②市の指定する施設にイベント開催等のパンフレットを置くことができます。
- ③市から助成制度やイベント、セミナー、その他団体活動に関する情報を提供します。

登録方法

申請は随時受け付けています。所定の申請書(企画課・市ホームページで入手可)に必要事項を記載し、団体の規約等および活動状況がわかる写真を添付の上、企画課に提出してください。

問い合わせ先…企画課 内線2234

まちなか喫茶

和モダンカフェ

テイクアウト(お持ち帰り)始めました！

皆様のお役に立てれば幸いです

営業時間:10:30~22:00 定休日:8/13、12/31、1/1

■歓送迎会・結婚式の二次会・女子会などご予約承ります！
五所川原市大町509-3 TEL・FAX 0173-33-5251

現地確認 見積り無料 屋根・外壁の塗り替え



一般建設業 青森県知事許可(般-29)第400424号
・リフォームローン固定2.95%国信付き15年まで可
・昭和58年度五所川原工業高校卒 前田昭仁(写真中央)

屋根・外壁リフォーム専門店 電話は今すぐ、こちらから

アートリフォーム(株) 0173-33-4713 アートリフォーム株式会社
五所川原市七ツ館虫流51-29 お電話は担当 前田まで『増改築相談員がいるお店』

全面改装リフォーム
中古住宅改装
減築、増築

◆ホームページは
Google